

「介護サービス施設・事業所調査」について

(目的) 全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得るとともに、介護サービス施設・事業所名簿を作成することを目的とした調査

(調査期日) 毎年10月1日現在

「社会福祉施設等調査」及び「介護サービス施設・事業所調査」について

〈公共サービス改革法による民間委託〉

- ・ 平成20年度まで地方公共団体に委託していた部分を国直轄に引き上げ民間委託。
- ・ 平成21年度は、5月1日現在の調査客体名簿の作成、10月1日までの新設施設・事業所の把握及び調査客体名簿の作成を地方公共団体に協力依頼予定。